

## 平成25年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年12月20日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年12月20日(水) 午後2時

出席委員 19名

- |          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷  | 2. 大橋 浩  | 3. 石田紀與   | 4. 早川勝義  |
| 5. 浅井尊弘  | 6. 安田武雄  | 7. 瀬尾久善   | 8. 浅野佳伸  |
| 9. 成瀬恒雄  | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳  | 16. 星野國雄 |
| 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦  |          |

欠席委員 なし

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
  2. 農地転用等について
  3. その他

事務局 只今より平成25年度第9回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。  
今年も残り10日ほどを残すのみとなりました。  
急に寒くなりましたので、委員の皆さんには農作業時など体調管理に、十分注意してください。  
では、改めまして只今から、平成25年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。  
本日の出席議員は19名で、定足数に達していることをご報告いたします。  
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。1番 渡辺秋郷 委員と11番 日下部錠一 委員にお願いしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。  
それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 まず、【報告第25号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。  
番号22番、●●●●●●●●●● 登記田、現況宅地、面積216㎡、転用目的は一般個人住宅で始末書有りです。



大橋委員 問題ありません。

会長 番号112番 ●●●●●●●●●●及び●●●●●●、いずれも登記現況とも畑、合計面積154㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

石黒委員 問題ありません。

会長 番号113番 ●●●●●●●●●●及び●●●●●●、いずれも登記現況とも畑、合計面積247㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

石黒委員 これも、問題ありません。

会長 番号114番 ●●●●●●●●●●及び●●●●●●、登記現況とも畑、合計面積195㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

石黒委員 これも、問題ありません。

会長 番号115番 ●●●●●●●●●●、登記田、現況畑、面積370㎡、所有権移転による分譲住宅への転用です。

川崎委員 問題ありません。

ありがとうございました。

これで本日予定されておりました議案は終了いたしました。この際何か質問等ありませんか。

ないようですので、(3)その他について移ります。事務局より何かありますか。

事務局 清須市選挙人名簿について説明いたします。

お手元に配布の資料をご覧ください。平成25年12月24日付けで、選挙人名簿搭載申請書を対象の世帯に送付いたします。平成26年1月1日現在での選挙資格を調査し、1月17日までに提出をお願いするものです。

選挙人名簿搭載申請の対象となる世帯は、清須市内に住所を有するもの、平成25年3月31日付けで満20歳以上のもの、10アール以上の農地について耕作の業務を営んでいるもの、10アール以上の農地について耕作の業務を営んでいるものの同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事するものが対象となっており、これらの要件を満たす方が平成26年清須市農業委員会選挙人名簿に登載することとなります。

選挙人名簿に登載する方について、中段の表に記載されており、その方について、続柄・生年月日・耕作従事日数が記載されています。この記載情報については、平成25年8月1日の農地法52条による農家基本台帳調査の内容が反映されています。その他、記載については、「記載注意事項」を参照していただくこととなります。以上、説明を終わります。

続きまして、農地パトロールの調査結果についてご報告いたします。お手

元の、農地パトロール実績報告書をご覧ください。

先月皆さんにお願いしましたパトロールですが、表にありますように、前回改善通知後に改善がみられた農地につきましては、前年度は18筆という実績でありましたが、今回は0筆であり、概ね解消されていきました。不定期的に整備がみられるが放置されている農地や、長期的に放置されているとみられる農地につきましても 前者は前年比で5件減、後者につきましては3筆減という結果となりました。

今年度改善が必要と判定されました農地につきましては、除草等農地の保全をしていただきますように、通知をさせていただきました。また、今回通知対象の農地につきましては、来年1月下旬に再確認として、パトロールを実施いたしますので、よろしくをお願いします。

続きまして、県営の事業でございますが、緊急農地防災事業について説明いたします。この該当地区につきましては、春日の古川地区でございます。農業用排水路の改修工事を行うにあたりまして、作業ヤードとして一部農地を一時転用の届出がありましたのでご報告いたします。場所につきましては、春日稲荷3番1, 403㎡のうち660㎡、同5番602㎡のうち190㎡、内6番350㎡のうち66㎡となります。工事期間は年明けから、2月28日までとなっております。

この件につきましては、調整区域ではありませんが、県が実施する工事でありますので転用許可は不要であります。工事の概要については届出がありましたので、ご報告いたします。

続きまして、愛知県農業共済事務組合について触れさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。10月の農業委員会でも説明いたしましたが、現行の尾張農業共済事務組合が、県内他の地域の農業共済組合と合併いたしまして、愛知県農業共済組合というものになります。発足は、来年の4月1日からであり、本所は、名古屋市にあります、現在愛知県農業共済事務組合連合会の建物に入る予定であります。現在尾張農業共済組合の事務所につきましては、4月からは尾張支所として残る予定であります。

本市の組合概況は、総面積42haで201人が加入されています。組合加入の要件は、20a以上の耕作では強制加入であり、10a以上は任意加入ができるということでございます。なお、4月以降は強制加入の要件が25a以上となる予定です。

組合の合併は、全国的には各都道府県に1つの組合に段階的統合が進められております。現在の農業共済組合は一部事務組合として、所管の市町村によって運営されており、組合議員が選出されておりました。本市でも市議会から1名選出されています。合併後の愛知県農業共済組合では、総代を選出することになっていまして、本市では1名選出することになります。その他にも、損害評価委員を西春日井管内で1名、共済連絡員は人数が未定ですが選出されることになっております。本市総代につきましては、共済組合から推薦されました農業委員が選出される予定であります。

今回合併によるメリットにつきましては、本市から職員1名の派遣と事務負担金を支出していたのが廃止されることや、事業規模増大による安定や損害評価の目が一律になるということがあります。デメリットとしましては、規模拡大により、市町村の意見がこれまでよりも反映しにくくなるというがあります。

ますが、本市の組合議員1名が総代1名になることや、現在の尾張農業共済組合の事務所が4月からは支所として残る予定でありますので、それほど大きな影響はないものと考えております。

今後も4月1日の合併に向けて、協議や協定等の締結を進める予定でありますので、現況について情報提供をさせていただきます。

その他につきましては以上です。

会 長 他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成26年1月20日、月曜日、午後1時30分から、場所は清須市役所本庁舎 3階大会議室にて開催予定ですのでよろしく申し上げます。

以上で、平成25年度第9回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

会 長 \_\_\_\_\_

1 番委員 \_\_\_\_\_

1 1 番委員 \_\_\_\_\_